

関係機関との協議結果（1-（1）-⑩）

栃木県 関係各課

指導事項等	処理・対応
<p>【地域振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、さくら市総合政策課に確認してください。 	<p>【地域振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> さくら市総合政策課と令和6年9月18日に協議済み、届出不要です。
<p>【県民協働推進課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 午後11時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）をしていただくようお願いします。 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。 	<p>【県民協働推進課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 深夜時間帯には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、条例第48条第3項に基づく帰宅奨励を実施します。 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようにします。 栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、有害図書類についてはビニールで包装等を行うことで閲覧を規制し、18歳未満には販売することがないよう購入者には年齢確認を行います。また陳列箇所に有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。
<p>【環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。（回答不要） 3000m²以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。 	<p>【環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を致します。 県北環境森林事務所環境対策課と協議をし、令和6年11月15日（予定）に届出予定です。

<p>【資源循環推進課】</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>【資源循環推進課】</p> <p>○資源循環推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックスについては設置を検討する等、循環型社会の形成に資する取組について、協力致します。</p> <p>○食品ロス削減推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、協力致します。</p>
<p>【交通政策課】</p> <p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>【交通政策課】</p> <p>・開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者との協議を行い、必要な対策を検討し、対応いたします。</p>
<p>【道路整備課】</p> <p>・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。</p>	<p>【道路整備課】</p> <p>—</p>
<p>【道路保全課】</p> <p>1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。</p> <p>2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。</p>	<p>【道路保全課】</p> <p>1 矢板土木事務所と協議し、令和6年10月30日に道路法第24条申請予定です。</p> <p>2 矢板土木事務所と協議し、雨水排水については、宅地内浸透槽で敷地内浸透としていま</p>

<p>※指導事項等については、矢板土木事務所と協議願います。</p>	<p>す。</p>
<p>【上下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理計画及び雨水処理計画については、さくら市担当課と協議してください。(回答不要) 	<p>【上下水道課】</p> <p>—</p>
<p>【都市政策課】</p> <p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。(協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120) <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 29 条の開発許可の要否について、栃木県都市政策課と協議してください。(協議先：栃木県都市政策課 028-623-2466) <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車場の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課(駐車場法担当)に確認してください。(協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120) ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 <p><盛土安全推進班></p> <p>現在、県では、令和 7 年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の規制区域を指定できるよう準備を行っております。</p> <p>規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該</p>	<p>【都市政策課】</p> <p><景観づくり担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議済み、令和 6 年 10 月 21 日届出予定です。 ・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、令和 6 年 12 月末日までに届出予定です。 <p><開発指導担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 9 月 30 日に栃木県都市政策課と協議済み、許可申請をします。 <p><計画担当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 10 月 7 日にさくら市都市整備課と協議済みです。 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めます。 <p><盛土安全推進班></p> <p>届出不要です。</p>

<p>計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。</p> <p>そのため、令和7年4月1日以降に工事に着手する場合又は、令和7年4月1日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。</p> <p>なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。（相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p>	
<p>【都市整備課】</p> <p>・指導事項等特にありません。</p>	<p>【都市整備課】</p> <p>—</p>
<p>【建築課】</p> <p>・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、大田原土木事務所建築指導担当（TEL：0287-23-6615）と協議願います。</p> <p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<p>【建築課】</p> <p>・大田原土木事務所と協議のうえ、以下のように対応します。</p> <p>（建築基準法） 協議日：令和6年10月21日（予定） 提出先：日本E R I</p> <p>（建設リサイクル法） 提出日：令和7年2月1日（予定） 提出先：大田原土木事務所</p> <p>（建築物省エネ法） 届出不要</p> <p>（バリアフリー法） 届出不要</p> <p>（ひとにやさしいまちづくり条例） 協議日：令和6年10月21日（予定） 提出先：大田原土木事務所</p>
<p>【警察本部 交通規制課】</p> <p>○令和6年7月17日、事前協議終了。</p> <p>○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。</p>	<p>【交通規制課】</p> <p>○今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、警察本部交通規制課及び関係各課と再協議いたします。</p>
<p>【経営支援課】</p> <p>・指導事項等なし</p>	<p>【経営支援課】</p> <p>—</p>

さくら市 関係各課

指導事項等	処理・対応
<p>【商工観光課】 ・指摘事項はありません。</p>	<p>【商工観光課】 —</p>